

●療養費の対象となるもの

業務外、通勤災害以外で発生した以下のものが対象となります。

- ①捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）

なお、出血を伴う外傷が除かれます。

- ②骨折、脱臼の応急処置

なお、応急手当後の冷罨法は医師の同意書が必要です。

●療養費の対象とならないもの

- ①日常生活における疲労や肩こり、腰痛
- ②内科的原因による椎間板ヘルニア、神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎など
- ③スポーツによる肉体疲労や筋肉痛



柔道整復師に関する施術は、保険給付の対象が限られており、また、施術に要した費用については、受領委任制度によって医療機関で受けられる療養の給付と同様に取られ扱われます。

受領委任制度とは、受療者が療養費支給申請書の受領委任欄に署名することにより、被保険者に代わり柔道整復師が健康保険組合に

療養費の支給請求を行うこととしていきます。

柔道整復師の領収書も、医療費控除の対象となりますので、保管してください。

なお、療養費支給申請書については、受療者の方に負傷原因等の照会を行う場合がありますので、調査票の回答にご協力ください。

Q & A

**Q** マラソン大会出場後、足の筋肉痛がひどく、歩くのに困るほどになってしまった。近所の整骨院で診てもらいマッサージを受けた。

**A** スポーツによる筋肉痛、筋肉疲労は保険給付の対象になりません。

**Q** 庭の草取りをしたら、その晩から腰が痛み出したので、整骨院で施術を受けた。

**A** 日常生活で起こる肩こり、腰痛は保険給付の対象になりません。

**Q** 数年前にケガをして痛めた膝が、また痛み出したので、整骨院に行った。

**A** 過去のケガや交通事故の後遺症は、保険給付の対象になりません。

**Q** ケガをして病院で治療中だが、早く治したいので整骨院にもかった。

**A** 病院と重複している施術は、保険給付の対象になりません。